

# 白鷹町 まちづくり助成事業

[平成28年度に助成を希望する団体を募集します。]

## 白鷹町まちづくり助成事業

地域や集落または町民の自主的な団体などのまちづくり団体が、地域の活性化や暮らしの豊かさを高める住み良いまちをつくることを目的とした自主的で計画的な活動や若者達が実施するふるさとの良さを再確認する機会となる同世代の交流会等を応援する事業です。助成総額は200万円を予定しています。

## チャレンジを応援します！

まちや地域が元気になる事業、また今後の地域づくりを進めるうえで計画づくりに取り組む予定があり、助成を希望する皆さんはぜひご応募ください。

「こんな事業を考えているのだが…」とお考えの皆さんも、お気軽にご相談ください。

なお、助成対象団体の選考は先着順で実施しますので、ご承知いただくとともに、計画的な事業の実施をお願いします。

## 助成の対象となる事業

- ① 地域づくり事業  
コミュニティ施設等の整備、地域特性を活かした施設等の整備、地域の景観形成、調査研究など
- ② 生涯学習事業  
講演会、講習会、研修会の開催、芸術文化活動など
- ③ 歴史・文化事業  
歴史文化の保存伝承、郷土史発刊、郷土料理の伝承など
- ④ イベント・交流拡大事業  
大会、まつり、シンポジウム、都市交流など
- ⑤ チャレンジ事業  
NPO・ボランティア団体の立ち上げ、特産物の開発など
- ⑥ 環境保全・地球温暖化対策事業  
ごみ減量化や省エネルギーの取り組み、自然エネルギーの研究、ビオトープ整備、水質浄化活動など
- ⑦ まちづくり団体直営事業  
まちづくり団体の構成員が協力して公園等のコミュニティ施設等の維持管理作業等を直接行う場合に必要な原材料費等の支給を行うもの
- ⑧ 同窓会事業  
満39歳以下の学年やクラス等の単位で開催される同窓会で、出席予定者が20人以上うち3割以上が町外居住で、成人式と別日で開催のもの
- ⑨ その他、町長が必要と認めた事業

## 手続きの方法

- (1) 申請  
事業の助成を希望する団体は、まず「協議書」を町長に提出します。事業の計画性を高めるため、協議書の受付は原則として「毎月第1月曜日まで」とさせていただきます。
- (2) 助成額  
①～⑥、⑨は10万円以上の事業で、事業費の50%以内の額とします。ただし、助成限度額は50万円です。  
⑦は原材料費等の80%以内の額で、限度額は10万円とします。  
なお、①～⑥、⑨の中に一部⑦の内容が複合しているようなときは、⑦の費用に関して80%の額を助成します。ただし、限度額は50万円です。  
⑧は、参加者1人につき1000円を助成します。ただし、助成対象事業費は最低額2万円とし、助成金の交付限度額は10万円とします。
- (3) 助成金の交付決定  
提出いただいた協議書をもとに、役場内に設置する「白鷹町まちづくり助成事業選定委員会」で審査し、最終的に町長が決定します。

## 【問い合わせ】

企画政策課コミュニティ推進係

☎ 87-0830